

省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書

和歌山市長様

年 月 日

申告者
(納税義務者)

住所

氏名(名称)

電話

次のとおり減額の申告をします。

所在地	和歌山市		
家屋番号		建築年月日	年 月 日
種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅(賃貸住宅は除く) <input type="checkbox"/> 併用住宅(店舗・事務所部分等は除く)		
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨・軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他		
床面積	全体	m ²	居住部分 m ²
工事完了年月日	年 月 日		
工事費	①全体工事費		円
	②省エネ改修工事費		円
	③補助金等		円
	④自己負担額=②-③		円
省エネ改修工事内容	必須工事	<input checked="" type="checkbox"/> 窓の改修工事	
	追加工事	<input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事	
添付書類	<input type="checkbox"/> 納税義務者の住民票(写) <input type="checkbox"/> 工事領収書(写) <input type="checkbox"/> 増改築等工事証明書		
	<input type="checkbox"/> 補助金等の交付決定を受けたことを確認できる書類(写)		
	<input type="checkbox"/> 長期優良住宅認定通知書(写)		

《現住所等状況確認への同意》

当申告書の記載内容を審査するために必要があるときは住民登録等の内容及び補助金等の給付制度の利用状況等を照会することに同意します。

申告者氏名

※同意する方は署名してください。添付書類の一部(住民票の写し等)の提出を省略できる場合があります。

《備考》

※ 省エネ改修工事に伴う減額措置の確認項目及び添付書類については、裏面に記載しています。

省エネ改修工事に伴う減額措置の確認項目

【1】家屋の確認

- 平成26年4月1日以前から所在する住宅（居住部分床面積の割合が2分の1以上。賃貸住宅を除く。）であり、改修後の住宅の床面積が40㎡以上240㎡以下（令和8年4月1日～）である。

【2】省エネ改修工事の確認

- 窓の断熱改修工事（必須）
- 床の断熱改修工事
- 天井の断熱改修工事
- 壁の断熱改修工事

【3】省エネ改修工事に要した費用の確認

- 自己負担額が60万円以上（省エネ改修工事のみに要した費用で補助金等を除いた額）
- 省エネ改修工事の自己負担額が50万円以上、かつ太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器または太陽熱利用システムの設置工事費用と合わせて60万円以上

【4】申告期限の確認

- 改修後3ヶ月以内に必要な書類を添付して申告

《添付書類》

- 納税義務者の住民票（写）（現住所等状況確認（表面）に同意している場合は不要）
- 領収書（写）
- 増改築等工事証明書（建築士等が証明）
- 補助金等の交付を受けている場合
 - 補助金等の交付決定を受けたことを確認できる書類（写）（補助金交付決定通知書等）
- 長期優良住宅の認定を受けて改修した場合
 - 長期優良住宅認定通知書（写）

《減額の内容》

- ①工事の期間 令和13年3月31日までに行われた工事
- ②減額の年度 工事完了日の翌年度分（1年間）に限り減額
- ③減額の割合 1戸当たり120㎡相当分までを3分の1減額
（長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は1戸当たり120㎡相当分までを3分の2減額）

※この減額措置の適用は、1戸について1回限りとなります。

※【1】の令和8年3月31日までに行われた工事の改修後の住宅の床面積については、50㎡以上280㎡以下。

※【3】の費用については、どちらかを満たしていれば対象となります。

※都市計画税は、減額の対象になりません。

※バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置については併用して受けることができます。

※改修工事に伴う増築等がある場合は、固定資産税・都市計画税が新たに課税されることがありますのでご注意ください。